

GI 山形を取得するまで

山形県酒造組合 会長 佐藤 一良
山形県酒造組合 特別顧問 小関 敏彦



要 約

「GI 山形」は、地理的表示「日本酒」というカテゴリー内において県単位で最初に認められた GI です⁽¹⁾。山形県酒造組合は 2014 年に申請して、2016 年 12 月 16 日に国税庁から認定されました。そこに至るまでの間、最初に申請するものが必ず体験するであろう、数々の困難に立ち向かっていった自負があります。そんな山形県酒造組合の挑戦をお読みいただければ幸いです。

目次

1. はじめに
2. GI 山形申請について
 2. 1 コンセプトづくり
 2. 2 全員が賛成してから
 2. 3 申請後 2 年
 2. 4 「GI 山形」の審査方針と官能検査実施細則について
 2. 5 まとめ（認定後、どう変化したか）

1. はじめに

GI 山形を取得して来年で 10 年目を迎えることは、筆者達にとってはあっという間の出来事でした。思い返してみると、この 10 年間で山形県の酒は間違いなく成長を遂げており、その下支えに GI 山形がなっていることは紛れもない事実だと思っております。最近はこの県も GI を取得しており、組合で決定してから約 3 か月で国から認められています。筆者達が先陣を切って道を切り拓いた形となりましたが、昨今の GI 取得の状況を見るにつけ、当時の試行錯誤がいかに過酷なものであったかを改めて痛感いたします。最近は、「一番初めに県単位で GI を取得した」というよりも、「国税庁と一緒に GI という概念を考えて、作り上げてきた」と、筆者達はそう思うことになっております。昔の話を思い出しながら書いてみました。今回執筆の機会を頂いたことで、過去に起こったことを改めて思い出すことができ、感謝申し上げます。筆者達が作り上げた GI 山形は、これからの時代に必要なものであり、今後の山形酒の発展のためにも欠かせないものであると確信しております。

2010 年秋、後に日本酒造組合中央会役職者に就任予定の国税庁 OB である X 氏が山形県を訪問しました。X 氏はかつて県内の税務署長を務めていた縁もあり、当時の生産者団体会長らとの懇親の場において、山形県の GI 制度導入を強く促しました。これが山形県における GI 申請の端緒となりました。そして山形県酒造組合の会長から「山形県が県単位の GI を取るにはどうしたら良いか、考えてほしい。」と言われて、当時、需要開発委員長だった筆者（佐藤）が担当することになりました。X 氏が言われたことを要約すると「フランスワインの AOC 制度など優れた飲みものには必ず地理的表示がある。日本酒の銘醸地、山形県からこの制度をスタートさせて、日本酒を世界の酒にしていかなければならない。」というものでした。ワインの世界ではフランスの AOC（原産地統制呼称制度）が有名で、この細分化された分類によって、最高品質と認められたワインの価格は世界的に高くなっていきました。

2. 「GI 山形」の申請について

2. 1 コンセプトづくり

筆者（佐藤）は造り酒屋の息子ではありましたが、総合酒類メーカーに11年勤め、洋酒の担当、中でもワインは7年間担当していましたので、ワインの原産地統制呼称制度と日本酒の地理的表示の根本的な違いと共通点を考えてみることにしました。まず、世界のワインについては有名な生産地になればなるほど細分化されており、畑の名前、地方の名前、いろいろな知識がなければわからないような表示もありますが、逆にそれが、お客様にワインの情報と味わいを説明する「ソムリエ」という職業を生んで新たな流行を作り上げ、一流レストランとは、「シェフ+ソムリエ=料理に合うワイン」という図式を完成させ、世界のグルメ達をとりこにしてきた事実もあります。そしてレストラン自体もミシュランガイド、ゴ・エ・ミヨなどで格付け掲載して、食通の方々へアピールしてきました。

日本酒につきましては、まだまだGI制度が浸透しているとは言い難く、格付けというカテゴリーは無い状態です。他方、ユネスコ文化遺産で「和食」が登録されたことで、料理人の方々や店がそのような格付けをされているのが現状だと思われます。GIを名乗って厳しい審査を繰り返して、お客様から認められて初めてGIが認知される。そのようなスタートラインに立つのが、今回のテーマだと思いました。

そこで考えたのは、山形県という県単位で高い酒質を誇ることで「GI山形」全体の認知度を上げていく方法である。つまり「はずれない県」を目指すべきと言う観点になりました。山形県内には全国的にも知られた銘柄がたくさんあるので、それを細分化して認定するのではなく、大きな「山形県」というくくりの中で山形県内にある酒蔵はそれぞれ個性的でおいしい日本酒を供給しているという認識に立っていただきたいと考えました。この基本的なスタンスを崩さないで「GI山形」という認定をしていくためにはどうしたら良いのか、という点が最初の難問でした。まず、山形県が他県に比べてどこの部分で秀でているのか、について考えていきました。年間降水量、山がある地形、いろいろな分野で数値をとりましたが、さして山形県が一番などということではなくて、川の長さは日本で4位ですが、山形県のエリアだけを流れる最上川にしても、名水で一番なわけでもなく、他県に比べてここは違うというポイントがみつけれませんでした。

では、次に何が他県に比べて優位性をもっているのかを考えました。山形県には杜氏集団が存在しません。優れた杜氏がないということで、社員を杜氏に育てていく方法を模索し、県内に「山形県醸造会」という団体を設立しました。酒蔵の社長自ら参加する場合がありますし、製造を担当する社員が参加する場合があります。酒造りの勉強会を定期的に行い、全国の有名銘柄を製造する杜氏さんを招き、酒造りについて学んでいきました。全国でも珍しい社員杜氏が酒造りをする県になっていったことを明確に説明して「人的要因」がすぐれているという点をアピールしていくことにしました。次に明確だったのは審査体制でした。山形県では酒造組合主体で県オリジナルの酒造好適米「出羽燦々」を使用した純米吟醸酒「DEWA33」を県単位で認定するシステムが確立しており（その後開発した酒造好適米「出羽の里」を使用した純米酒「山形セレクション」の認定審査も行っている）、審査については問題が少なく思われました。酒蔵Aの社員が技術研究委員で審査を担当した時、酒蔵Bがそういう審査員がいるのであれば出品しない、というような感情的な問題は山形県には存在しませんでした。「DEWA33」認証については、約9名の審査員が酎酒で厳正なる審査を行い、5点法による採点を行い審査員の平均点2.5以下が合格で（概念的には100点満点で75点以上であれば合格という感じ）、それ以外は不合格と言う基準は組合員の努力もあり守られています。当時そのような活動をしている酒造組合がなかったので大いに評価されたと思っています。「DEWA33」認証制度については、山形県産「出羽燦々」米を100%使用して、精米歩合は55%以下、麴菌はオリゼ山形を使用、酵母は山形酵母を使用して、出来上がった酒を酎酒してDEWA33と名乗れる酒を認定するというものでした。これらについては山形県工業技術センターで酒造りを指導する先生方との連携が必要不可欠です。そして「出羽燦々」米を栽培してくれる農家の方々との連携も必要です。これらが山形県では人的つながりとしてうまく関係性を保っていることをアピールしたいと考えました。こういう形で最初の申請案を考えていたので、日本酒のカテゴリーは純米酒、純米吟醸酒、純米大吟醸酒にして、米は山形県産の酒米、そして酵母もできれば山形酵母というような案を考えました。最初につくった文書にはワインのAOC法のピラミッドと同じように、

純米酒から純米大吟醸酒までをピラミッド型にした図式をつくり、仙台国税局からヒアリングしていただけることになりました。

自信を持って仙台国税局を訪れた筆者（佐藤）は、担当の方からの提案に大きな衝撃を受けました。当局からは、「純米酒だけでなく、糖類不使用であれば普通酒も対象に含めること」、そして「原料米は山形県産に限定せず、国産米であれば認める要件にすること」という主旨の調整を求められたのです。

当初、筆者達は「山形県産米」と「純米酒」という極めて厳格な基準こそがGIの理想であると考えていました。そのため、この提案を受けた際は、筆者達が描いていた理想のGI像が揺らいでしまったかのような、拭いきれない戸惑いを感じました。当時は、地理的表示制度の本質について当局と熱く議論を交わし、周囲から批判されそうな一幕もありました。しかし、今振り返れば、この調整は、特定の限定的な枠組みに留まらず、地域全体の多様な酒造りを包含し、持続可能な制度設計を目指すための重要なプロセスであったと理解しています。

2. 2 全員が賛成してから

「山形」という商標を使用している酒蔵は、糖類添加酒などを製造して、「山形」という名称を使用することはできなくなるため⁽²⁾、酒の銘柄に「山形」がついている「山形正宗」様へそのことをご了承いただくことになりました。この交渉は山形正宗さんが純米酒100%の酒蔵ですので、まったく問題はありませんでした。しかし、「GI山形」を取ることで、このような商標問題が出てくるとは思っていなかったため、とても勉強になりました。そしてこのころから、とにかく「GI山形」を取得して、そのあとに「GI山形」を変化させていけば良いのではないかと思うようになり、「GI山形」を取得すべきだという考え方に変化していきました。そして、大きな問題が立ち上がりました。糖類を添加した、価格がリーズナブルなお酒の中には「山形の酒」と表示されることがあり、複数の酒蔵を説得しなければならないことが分かりました。ここで当時の当組合会長（以下、「当時の会長」という）からは全社が賛成しないと申請しないと宣言するから全酒蔵を納得させてほしいとご指示がありました。筆者達はその対象となる酒蔵へ説得しにお伺いすることになりました。

最初にリキュール問題で組合を一時脱退されていた酒蔵へご説明に伺いましたが、その酒蔵も純米大吟醸以外製造していないのでクリアーでした。続けてスーパーのPB商品で糖類添加酒に「山形」と表示している酒蔵へ行きましたが、協力はしますが資材があるうちは出荷させてほしいとのことでした。こういう場合はどうすれば良いのか仙台国税局へお問合せをしましたが、資材がなくなり次第販売をやめる意思があるのであれば、先使用登録をして後でやめていただく方法があるということで、その認定をしていただきました。そして最後に比較的大きな酒蔵で、液化仕込みの機械も導入していて、糖類添加酒のほとんどに「山形」を表示している酒蔵へ伺いました。最初から難しい交渉になることは覚悟しておりましたが、なんとか話は聞いていただけました。しかしながら、いまはそのクラスの商品が主力であること、中国への輸出もこのクラスの酒が好調で、会社の利益源であることから、「山形県酒造組合全体の考え方はよくわかるが自分の会社は賛成できない」ということでした。これはある意味、当然のことでした。この「GI山形」が認定されたら、糖類添加酒に「やまがた」と表示ができなくなることで、出荷に影響が出てしまいます。「自分の会社を守るためにもそんな制度を導入することには反対だ」と社長は言われました。ここから一年の間にこの会社を説得して、申請作業に入りたい、どうすればよいか対策を考えました。中国の業者が「やまがた」という表示に固執しているのかは、本当なのかどうか分かりませんが、糖類添加をしなくてもコスト面でこうすればよいか、アドバイスをしながら、この会社の問題点をやわらかく解決に導く、そんな考え方で話を進めました。1度目は担当者の方や社長から、自分の会社の状況を詳しくお聞かせいただきました。それを踏まえて、納入価格などを大まかに計算して、大手酒蔵がこの程度の原価で清酒を製造しているので、糖類無添加の方がより売れるのではないかという仮説をたて、そのためには何が必要なのかを考えました。マーケティングとしてはこんなシナリオでした。「大手メーカーと同じような糖類添加酒を造っても、最終的な納入価格で負けてしまう。だから糖類無添加でなるべく山形県産の加工米を使用して産地感イメージを高め、やや高めの価格設定で利益を確保していく。」これを進めるには山形県酒造組合の技術研究委員会の協力が必要でしたので、のちに会長になる当技術研究委員会の委員長（以下、「委員長」という）から技術的な部分を補足説明してもらうことに

しました。2回目の話し合いは筆者達からもいろいろとご提案しましたが、反応が鈍くコスト面での懸念を強く述べられました。特に大手メーカーが糖類無添加をする際にどのようなコストカットを実施しているのか調べてほしいというような難題もリクエストされました。そのことを委員長に伝えると、彼は大手の酒蔵で醸造担当をしている知人から聞ける範囲での話をまとめてくれて、3回目は口頭でそれを説明することにして、話し合いに臨みました。しかしながら、会社の立場としては了解するのがむずかしいと言われ、筆者達の回答には一応の理解を示していただきましたが、なかなか話が前へ進みませんでした。この時の話し合いが終わった後に委員長がかなり悩んでいたことは忘れられません。(彼にしてみればいろいろな製造技術の情報を入手して臨んだわけですから当然ですが)そして4回目の話し合いには、当組合の前会長もご同席いただき、今度は理詰めではなくて、いままでの人間関係から説得にあたりました。筆者達の言ってきたこともそこで少しは理解してくれたのか、大きな声で反論したりはしなくなりました。そして5回目で当時の会長がいらっしゃる段取りができました。筆者達が説明したこと、あと前会長が先代との関係から組合活動に取り組んだことなどを説明し、協力要請をされたことで態度が軟化し、6回目で当時の会長に協力しますと言っていただくことになりました。しかしながら事務手続きは残っていて、在庫のラベルを破棄するためには組合からラベルを買い取ってもらわなければならない。1枚〇〇〇円で引き取らなければ賛成できないというものでした。当時のラベル代金を考えるとそんな金額はないだろうという高い金額でしたが、当時の会長にご相談したところ「先方にも経営全般において何かしらの問題があるのかもしれませんが。基本的には組合で買い取ります。その価格でOKです。」とのことでした。説得した会社はその後、M&Aで他社に渡ることになるのですが、そのあたりを理解して手を差し伸べた当時の会長の考えにはいまでも尊敬の念に堪えません。6回目に当時の会長が口頭で確認して、この会社との交渉は終わりました。本当に勉強になったことは人を動かすときにはメールや電話でできるわけがない、必ず顔を突き合わせて話し合わなければならないということでした。筆者が山形県の日本海側となる庄内地方で、その会社は福島県との県境に位置しましたので、当時の交通事情では車で3時間以上かかりました。往復6時間で6回ですから36時間、この会社の説得のために交通時間を費やしました。こうしてこの会社は賛成に回り、一年かかりましたが「GI山形」を取得するために申請する案件は、組合総会において全員一致で可決されました。

今度は「GI山形」の取得に向けた文案を作成しなければなりません。一年間説得にあたっていた時間にいろいろと考えてはいましたが、「気候」と「人的要因」がテーマとなり、そして何度か国税庁からのヒアリングを受けることとなりますが、これについても触れたいと思います。筆者達は、東京都内の会議室でヒアリングを受けました。第1回目については、山形県内すべての酒蔵が賛成したことを不思議に思っていたら、確認するような発言が多かったような気がします。そして、「GI山形」を進めていくと、いろいろな諸問題が発生するという、どちらかというところ「皆さん、本気でやるのですか？」という確認を取るためのヒアリングだったような気がします。ヒアリングを終えた当時の会長が「話が進まないね。」と感想を述べられていました。まったく筆者(佐藤)も同感でした。しかしながら、数回のヒアリングが終わった後、仙台国税局の担当者の方々から「申請書の概案はできていますか？」とお問合せがあり、確実に話は進んでいるのが分かりました。申請につきましては最初の文案がA4サイズで15枚ぐらいの申請書だったのですが、「そんなに書く必要はないので、まとめてください」といわれ、仙台国税局の鑑定官室長が筆者(佐藤)の家まで来ていただき、最終的にはA4で5枚程度の申請書が完成しました。これをそのまま出すのかと思ったら、これをもとに仙台国税局所属で山形県派遣調整官の方が文章を完成させて、それを仙台国税局経由で国税庁へ提出しました。X氏から「GI」話を聞いたのが2010年。2012年の組合総会で一名が反対して、1年間のべ6回訪問して説得し、2013年の組合総会において全員賛成で可決。その後数度のヒアリングを受けて2014年の春にやっと申請できました。

2. 3 申請後2年

でもここからいばらの道でした。申請して数か月が経っても何も連絡がいただけず、どうしたものかと困っておりました。筆者達に提案してくれた中央会X氏が国税庁にどうなっているのか、きいてくださったのですが回答がありません。しびれを切らして仙台国税局の担当者の方へ連絡しても、霞が関(国税庁)の方から何も連絡が

無いとのこと。「書類の不備などがあったのですか？」ときいても、「いや提出した書類に問題はありません」とのことでした（それはそうだと思います。仙台国税局が作成して提出したのですから）。組合の理事会でも「どうなっているのか？」と質問する理事の皆様がいて、当時の会長もお答えができず、筆者（佐藤）も我慢の日々でした。明けて2015年、仙台国税局の担当者の方より「どうやら、GI山形の前に日本酒と言うカテゴリーで、全国の日本酒全体をGIとする案を先に認定するらしいという話が伝わってきました。」と連絡が来ました。日本酒全体（日本産清酒）というGIは間違いなく「GI山形」よりも後から出てきた話でしたので、冗談ではないと思い、思わず仙台国税局の方へ抗議してしまいました。「先に提出した『GI山形』から受理していくべきではないでしょうか？ どうして山形よりも全国が優先なのですか？」と質問しても、仙台国税局の方々はわからなくて申し訳ないとの一点張りでした。でもこのころから、仙台国税局の皆様も「GI山形」に対して大変協力的になって頂きました。これは筆者達にとって大きな応援部隊になっていきました。でも筆者（佐藤）にはもう一つ気になることがありました。当時の会長が今期で勇退すると理事会で宣言されていたことでした。2015年から2016年4月までに認定されなければ2016年5月で当時の会長の任期は終わってしまいます。筆者（佐藤）に「GI山形」申請を全面的にお任せして下さった当時の会長の任期中に何とか承認をいただけないものか、筆者（佐藤）は慣れないロビー活動をいろいろとやってみました。地元選出の国会議員の方々へも後押しをお願いして回りました。そしてやはり中央会のX氏の人脈も再度お願いをして、とにかく1日も早い認定をお願いしました。理事会では最後に必ず質問があるので、「日本で初めての認証に挑戦しているので、申し訳ありませんがもう少しお待ちください。」と謝り続けました。気分の良いものではありませんが、全員賛成して承認されなかったらどうするのか、理事の皆さんのお気持ちは痛いほどわかっていましたのでそのような返答をしていました。

そして2015年（平成27年）12月25日に日本産清酒の「GI日本酒」^③が制定されました。簡単に言うと原料米が国産米100%そして国内で製造された酒は「日本酒」と名乗ることができる。しかし、「国内醸造であっても外国産の米を使用した場合と、海外で製造された酒は「日本酒」とは名乗れない。それでは名乗れない酒はどんな名前前で出荷するのでしょうか？それは「清酒」と名乗ることができますのでそちらを使用してください」そういう全体のGIでした。これを発表してから国税庁の日本酒表示にも変化があらわれまして、原材料名 米・米麴だったので原材料名 米（国産）、米麴（国産米）などと表示変更するようになっていきました。決して悪い話ではなくて日本酒業界の住み分けを考えた案でこれはこれで重要だとは思いますが、この「GI日本酒」は酒の審査などがないGIでしたので、「県単位で認証審査のある山形県と同時進行でも良いのでは？」とっていました。

このGIが発表された翌年に、「『GI山形』の審査基準はどうなっていますか？」という問い合わせが国税庁からきて、「GI山形」は再度動きだしました。待ちくたびれておりましたが、準備は進めておりましたのですぐに対応できました。しかしながら、レスポンスをいかに早くしても、国税庁からの返答はかなり時間がかかり、非常に焦る日々でした。筆者（佐藤）から山形県工業技術センターの筆者（小関）に依頼し、この審査方法から細部に渡りチェックして文案を作成していただきました。筆者同士（佐藤、小関）は1990年代から純米吟醸「DEWA33」の審査会を決定するまでの過程を含め、組合と工業技術センターの意見交換をまめにしてきましたので、比較的問題なく第一案が出来上がりました。審査基準などをチェックし、審査員の顔ぶれを見て思ったことは、「GI山形」の審査会は多分日本一厳しい審査になる、ということでした。そして第1案の校正が帰ってきました。仙台国税局ではメール等は原則使用しないことになっているのですが、重要事項をやり取りする時のみに使用できるメールアドレスを教えていただき、校正された文章を筆者（小関）がチェックしました。この時思った感想ですが、GI審査と言うよりも筆者達山形県酒造組合がDEWA33審査や出羽の里山形セレクションでやっている審査は筆者（小関）をはじめ県の先生方が望んでいる審査で、各酒蔵が審査を通じて酒質のレベルアップを目指すという目標があり、手前味噌ですが素晴らしいシステムだと自負しておりました。ほぼ完成された審査基準に、国税庁からは指摘はないだろうと思ったら、文言や言葉の表現でおかしい点をかなり修正されて、筆者達が凹んだこともありました。そしてそんな中、5月の組合総会となり、当時の会長が勇退されて当時の副会長が新会長となりました。筆者（佐藤）も需要開発委員長から副会長となり、「GI山形」専任担当者となりました。前会長にはお詫びを申し上げて、「何とか年内に国から認定していただけるよう頑張る所存です」とお伝えしましたが、本当に申し訳ない気持ちでし

た。とにかく今は前へ進むしかないと考え、筆者達は、国税庁との連絡係をやりました。ほどなく筆者（小関）の審査基準は仙台国税局とのやり取りで完成し、2016年6～7月頃に資料として国税庁に提出されました。準備できることはすべてやり終えて、あとは認定を待つのみとなりましたが夏になっても吉報は届きませんでした。もうやるだけやったという気持ちが強かったせいか、国税庁への問合せをすることもしなくなりました。山形県酒造組合内でもあきらめムードが漂い始めましたが、もうどうすることもできませんでした。何故「GI山形」は認定されないのか、申請してから2年半の月日が流れていました。日本酒造組合中央会の全国会議に出席して、X氏からは「大丈夫だから」と励ましていただきましたが、また先送りされるかもしれないだとか、他地域のGIを先に認証するのだろうか、後ろ向きの考えしかできなくなっていました。すっかり諦めモードになっていたところ、仙台国税局から「仙台にいらっしゃることがありましたらご連絡ください」との連絡が入りました。「GI山形」のことでしたら、すぐにでも行きますと返答して、すぐに仙台国税局へお伺いしました。当時の監理官の方から別室に呼ばれて、お話しをお聞きました。「国税庁の担当者の方から、GI山形について問い合わせが来ているのでお答えいただきたい。また国税庁からはGIの担当者の交代等により認定作業に時間を要しておりますが作業は間違いなく進めております、とのことでした」と、当時の監理官の方はおっしゃいました。諸事情はどこにもありますが、理由を教えてください、ありがたいと思いました。一刻も早く認定していただきたいかったので、問い合わせ事項に丁寧にお答えしました。「GI山形」は全国の酒造組合のためにも風穴を開けなければならない重要事項であるという思いがそこで芽生えました。ここで最後のエンジンがかかったような感じでした。10月からは話がどんどん進んでいきました。国税庁から「公示をして異議申し立てがなければ、最終の段階へ行きます」と言われ、年内の認定は間違いないと考えました。当時の会長とは予備費を計算して、もし急にマスコミ発表などをやる場合の経費を組合から捻出できるように打ち合わせました。しかしながら山形県酒造組合にはそもそも余分な予備費は残っておらず財政は厳しく、もしやることになったら手弁当でやるしかない、当時の会長と筆者（佐藤）は考えていました。11月に認定されるものと思っていたら延期となり、結局2016年12月16日に「GI山形」は県単位としては国内で初めての認定を受けました。

当初は予算の関係もあり、年明け以降の行事を検討していました。しかし、認定直後に国税庁から、年内のうちに記者会見および関係者による祝賀行事を開催するように要望をいただきました。年末の押し迫った時期での急な要請であり、会場の予約や関係者への連絡など、開催に向けた準備には非常に苦慮することとなりました。

結局、マスコミ発表は日本酒造組合中央会の会議室を貸していただくことで決定し、クリスマス後になりましたが、イベントでお世話になっていたJR東日本のグループ会社である、日本ホテル株式会社様がJR東京駅構内にある東京ステーションホテルの宴会場をおさえてくださいました。時間がなくて、マスコミ各社、また関係者の皆様へ早く連絡をしようとバタバタしていた時に、今度は仙台国税局から連絡がありました。「折角の祝賀イベントですから、仙台国税局としてもできる範囲ですが協力します」とのことでした。頼もしい話をいただきありがたいと思いました。仙台国税局はこのイベントのために担当者を派遣していただき、細部に渡りご協力いただきました。

山形県酒造組合主催のGI山形お披露目パーティーは山形県らしさを出したくて、山形県鶴岡市のイタリアンレストラン「アル・ケッチャーノ」奥田シェフにブースで参加していただき、山形の食材を使用したイタリアン料理もお客様へお出しすることになりました。まったく時間がない状態から、年内にマスコミ発表会とパーティーを無事終えて、ほっと一息つくことができました。

2.4 「GI山形」の審査方針と官能検査実施細則について

上記のような状況下で「GI山形」がスタートすることになり、審査方針や官能検査実施細則について策定を開始しました。これまでの「山形讃香」「DEWA33」「山形セレクション」の審査も「GI山形」の官能検査に内包されることも目的として策定されました。以下にその内容を示します。

「GI 山形」の審査方針について

山形県全体の酒質については「やわらかくて透明感のある酒質」を目指すこととする。

個別の種類が目指す酒質の特性（「酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項」）は以下のようである。

純米大吟醸・大吟醸部門

香りの強弱について極端に強いものは除きそれぞれの個性を表現し、果実香等が絶妙なバランスでまとまっていて、酒を絞った後の濾過や火入れ、保存に最善を尽くし飲み飽きしない、ふくよかな巾のある味わい、そして仕込み水のクリアーな透明感が表現されている酒であること。

純米吟醸、吟醸部門

「やわらかくて巾があり、喉越しが良くクリアーな酒質。生酒、火入れ酒とも濾過を最小限に抑えて、吟醸らしい香味を残し、キレのある飲み口を追求した酒であること。

純米、本醸造部門

「すっきりとした味わいを重要視し、このクラスの酒の特徴は原料米に起因するコメの特徴を生かした、酸味、旨み成分や香りのバランスが良く、飲み飽きしない酒であること。

普通酒部門

使用した国産米（県産米）の味わいを最大限に引き出せるようにし、濾過についても出来るだけ炭素濾過を抑え、火入れタイミングを早くして、クリーミーな味わいを持ちながら冷やでも爛でも楽しめる酒であること。

官能検査実施細則（清酒）について

第1条 この規定は、地理的表示「山形」の官能検査を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 官能検査は、官能検査委員がGI山形の生産基準に定める「酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項」に合致していないような明らかな異常な味や香りが無いことを確認するために実施する。また、特定名称酒に関しては、「酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項」が十分に反映されていることを確認する。

第3条 官能検査委員は10名以内とし、管理機関の長が指名する。なお、過半数以上は組合構成員以外の者を指名する。

2. 管理機関の長は官能検査委員の中から委員長を1名指名する。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員の使命）

第4条 管理機関の長は次の各号のいずれかに該当する者であり、清酒の官能検査能力に優れ清酒の品質及びGI山形の特性に詳しいものを委員とする。

- (1) 組合構成員の内東北清酒鑑評会の審査委員経験者又は山形県工業技術センターが実施している山形県短期技術者研修の修了者。
- (2) 山形県工業技術センターの職員又は、(独)酒類総合研究所の職員。
- (3) (独)酒類総合研究所の実施する「清酒官能セミナー」の修了者。
- (4) 清酒に関する学識経験のある者。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は2年とする。

2. 委員は委員長長の指示を受けて官能検査を実施する。

(官能検査の部門区分)

第6条 官能検査は次の部門ごとに実施する。

- (1) 吟醸酒部門
- (2) 純米酒・本醸造部門
- (3) 普通酒部門

2. 吟醸酒部門は、特定名称酒の内、吟醸酒、純米吟醸酒、大吟醸酒及び純米大吟醸酒の官能検査を実施する。
3. 純米酒・本醸造酒部門は、特定名称酒の内、純米酒、特別吟醸酒、本醸造酒及び特別本醸造酒の官能検査を実施する。

(官能検査の実施方法)

第7条 官能検査には「アンバーグラス又は蛇の目猪口」を用いる。

(コロナ禍以降は審査員各自がスポイトでサンプリングしきき酒を行っている。)

2. 委員は総合的な官能検査を行い、評点を付すことにより実施する。
3. 評点は、要素ごとに1~5段階に設定する。(5点法)

- (1) 優れている特性に適合している。(1点)
- (2) 特性に適合している。(2点)
- (3) 特性として許容できる。(3点)
- (4) やや特性に適合していない又はやや欠点がある。(4点)
- (5) 特性に適合していない又は欠点がある。(5点)

4. 官能検査は1試料当たり5名以上で行う。

5. 吟醸酒部門及び純米酒・本醸造酒部門では、「酒類の産地に主として帰せられる種類の特性に関する事項」が十分に反映されていることを確認するため、外観、色、香り、味、調和等要素に分けて官能検査を実施する。

6. 純米酒・本醸造酒部門において特別純米酒及び特別本醸造酒の官能検査を実施する際は、当該種類の香味及び色沢が特に良好である客観的事項が、「酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項」と両立し得るものであるかについて、特に確認する。

(官能検査の結果)

第8条 前条に基づく官能検査の評点で4点以下の点数を付けた審査員の割合が25%以下の清酒については、酒類の特性に関する事項に適合しているものとする。

2. 委員長は官能検査の結果について、官能検査経過等が分かる書類と併せ、管理機関の長に報告する。

(守秘義務)

第9条 官能検査を行った委員は、合否結果、評点数、評点経過等、当該検査結果に係る事項について、外部に漏洩してはならない。

(その他)

第10条 官能検査の実施に当たり、その他必要な事項は、管理機関の長及び委員長が協議した上で別途定める。

以上のような内容で年間8回の審査会を開催しています。この中には上記のGI審査の内容の中に加えられるよ

り厳しい内容のものもあります。

純米吟醸酒「DEWA33」（原料米は県オリジナルの酒造好適米「出羽燦々」精米歩合 55%以下と麹菌オリゼ山形と山形酵母を使用したもの）と「出羽の里」を使用した山形セレクション（酒造好適米「出羽の里」精米歩合 60%以下を使用し純米酒）は GI 基準に加え審査員の平均評点が 2.5 以下であることが必要とされます。

「山形讃香」はいったん審査会を行い合格したものを GI 認定するために審査に加えています。

「GI 山形」の品質検査は、令和 5、6 年度の平均合格率が約 93%となっています。

2. 5 まとめ（認定後、どう変化したか）

「GI 山形」認定は結局 4 年半以上かかりました。筆者（佐藤）が組合活動に参加して、ここまできつい仕事はなかったのではないかと考えております。資料などをまとめてみましたら、400 字詰め原稿用紙 250 枚以上の文書を所有していることに気が付きました。筆者（佐藤）が大学の卒論で書いた原稿用紙が確か 140 枚程度だったので、卒論より書いたこととなります。そしてもちろん自社の仕事が優先ですので、組合の仕事は夜中にやる場合が増えてしまい、睡眠時間が少なくなってきつかった思い出も蘇ります。どうしてそこまでして「GI 山形」が取りたかったのか。今にして思えば、次の世代の皆さんが山形の日本酒を海外へ売り込んだりするとき、絶対に必要な認証制度だと思っているからです。筆者達作り酒屋は、人口減少に若い世代の方々がアルコールを飲まなくなっている現状を考えれば、新しい市場開拓のために海外へ酒を輸出することは避けて通れないと思っています。海外へ売り込むときに、この「GI 山形」を活用していただきたい。そんな思いです。2026 年は「GI 山形」が認定されて丁度 10 年の節目の年になります。筆者（佐藤）の諮問機関である企画委員会では、「GI 山形」を更に進化させていただく作業をお願いしております。新しい「GI 山形」は、是非テロワールにこだわったものにしていきたいと考えております。（山形県産米使用の純米吟醸酒など）それこそが最初に筆者達が考えていた「GI 山形」の形だったわけで、10 年経って、その方向へシフトチェンジしていく時期なのかもしれません。ここまで「GI 山形」を取るまでの経緯などを書かせていただきました。こんな思いをして取得した「GI 山形」です。これからも大切に育てていきたいと思えます。皆様には最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。

（注）

(1) 平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号「酒類の地理的表示に関する表示基準の取り扱いについて」

(2) 平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号別冊「酒類の地理的表示に関するガイドライン」第 3 章第 1 節 2（申し立て内容の確認について）

(3)「地理的表示「日本酒」の指定について」（平成 27 年 12 月）国税庁

(4) 平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号別冊「酒類の地理的表示に関するガイドライン」第 2 章第 1 節 2（種類の特性を維持するための管理）

（原稿受領 2025.11.20）